

富田川漁業協同組合 和内共第19号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する和内共第19号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は電子申請でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁は、次の表の左欄に掲げる漁具、漁法によらなければならない、右欄に掲げる人員の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	人員
竿釣	1人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あまご	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

(1) 本流・支流の各堰堤の上流端から上流50m、下流端から100mに至る区域内。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長未滿のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする(消費税別)。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あまご	竿釣	年券 3,000円

(消費税は別途徴収のこと)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

当組合の指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号-1又は2による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする(電子交付を含む。)

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、遊漁承認証の電子交付を受けた遊漁者にあつては、遊漁する場合には遊漁承認証の電子データを携帯し、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を表示したスマートフォン等の画面を提示することができる。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁業区域内における川底をかくはんをしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるものの他、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

- 附 則 この規則は、認可の日から施行する。(認可日平成21年 5月11日)
- 附 則 この規則は、認可の日から施行する。(認可日平成25年 8月29日)
- 附 則 この規則は、認可の日から施行する。(認可日平成29年 5月19日)
- 附 則 この規則は、認可の日から最初の解禁日から施行する。
(認可日令和元年5月17日)

別記様式第1号-1 (電子申請以外の場合)

遊 漁 承 認 証

表	裏				
NO					
遊 漁 承 認 証	注意事項				
下記の通り遊漁を承認します。					
記					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 者</td> <td style="padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">(氏名) (年令)</td> </tr> </table>	遊 漁 者	(住所)		(氏名) (年令)	1
遊 漁 者	(住所)				
	(氏名) (年令)				
	2				
	3				
承認期間					
魚 種					
漁具・漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
発 行 者					
富田川漁業協同組合 印					

○注意事項

- 1 入漁に際しては、必ず本証を携帯すること。
- 2 漁場監視員の要求があれば、本証を提示しなければならない。
- 3 この遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 この遊漁承認証は、万一紛失しても再交付しない。
- 5 遊漁者は、法令・県令及び本組合で禁止した漁具・漁法をしてはならない。
- 6 駐車中の盗難、入川時及び遊漁中の事故には、組合は一切責任を負わない。

別記様式第1号-2 (電子申請の場合)

遊 漁 承 認 証

名称 (年券・日券の別、魚種名)	
承認期間	写真
遊漁者住所	
遊漁者氏名	セキュリティコード
遊漁料金	
取扱者	富田川漁業協同組合
魚種	漁具／漁法
遊漁区域	
注意事項	
1	
2	
3	
・	

○注意事項

- 1 遊漁中は、必ず遊漁承認証（鑑札）を監視員が確認し易いところにつけるか、遊漁承認証の電子データを携帯し、監視員から確認のための提示を求められた時は必ず応じてください。
- 2 この遊漁承認証は、他人に貸与してはなりません。
- 3 この遊漁承認証は、万一紛失しても再交付しない。
- 4 写真を必ず添付してください。添付なき場合は、入川できない場合があります。
- 5 遊漁者は、法令・県令及び本組合で禁止した漁具・漁法をしてはなりません。
- 6 駐車中の盗難、入川時及び遊漁中の事故には、組合は一切の責任を負わない。

漁 場 監 視 員 証

表

No	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
氏名	(年令)
有効期間	
発行者	
富田川漁業協同組合 印	

裏

注意事項
1
2
3

○注意事項

漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。